

公 示 日 : 2021 年 7 月 7 日

調達管理番号 : 21a00456

国 名 : エチオピア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : エチオピア国栄養センシティブモデル構築プロジェクト詳細計
画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年8月下旬から2021年11月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.93M/M、国内 0.30M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間3日間、現地業務期間28日間、整理期間3日間

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月30日(金) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年8月16日(月)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	栄養分野・農業分野における各種評価調査
対象国／類似地域	アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。
- (3) その他：新型コロナウイルスに関する検査による「陰性」であることの検査証明および渡航前に「トラステッド・トラベル電子認証」（<https://africacdc.org/trusted-travel/>）にて、認証コード（TT コード）を取得する必要があります。詳細は、以下の「外務省海外安全ホームページ：エチオピア出入国に関する新たな措置（デジタル PCR 陰性証明書）」をご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=113466>

6. 業務の背景

エチオピア国の栄養分野について、2000年から2016年にかけて発育障害にある子どもの割合は58%から38%に減少しているものの（Demographic and Health Survey(DHS) 2016）、子どもの死因の28%が栄養不足に起因するとされている。栄養の基礎的な供給源となる農業分野では小規模農家を中心に伝統的な天水に依存した農業を行っており、干ばつ、難民や人口の増加、さらには、保守的な国民性も相まって慢性的な食料不足に陥っているところ、栄養バランスを考慮した作物・品種の栽培や食品の摂取に至っていないのが現状である。

同政府は、長期的視点から慢性栄養失調の原因を解決していくことが重要との認識に基づき、2006年に第3次国家保健計画（Health Sector Development Plan III : HSDP III）を策定した。また、栄養改善への取り組みは、セクターをまたぐ横断的課題であることが明記され、これを基に国家栄養計画（National Nutrition Program : NNP）が制定された。同計画の第2期（NNPII 2016-2020）ではライフサイクルアプローチとマルチセクターの取り組みを重点テーマとし、①女性と思春期女子の栄養状態の改善、②女子（出生～10歳）の栄養状態の改善、③感染・非感染性疾患、生活習慣病に関連する栄養サービスの改善及び④様々なセクターの栄養間接介入の強化を戦略の柱とした。そして、NNPIIの下で、栄養に配慮した農畜産業セクターの介入を具体化するための国家戦略として、連邦農業・天然資源省（現在は、農業省）において栄養センシティブ農業戦略（Nutrition-Sensitive Agriculture Strategy (NSA)）が策定された。同戦略では、食品摂取へのアクセス等を量・質ともに向上させることで栄養不良を軽減し、全てのエチオピア国民に対し、食事の多様化を促進し、NNP IIの目的達成に貢献することを掲げている。そのために、①農業セクターの政策、戦略、プログラム文書に栄養を組み込むこと、②女性と青少年のエンパワメントとジェンダー平等及び③農業セクター内、および NNP 署名機関、開発パートナーとの間のマルチセクター調整の強化等を戦略目標に掲げている。このような状況下、エチオピア国政府は2020年9月、栄養に配慮した農業・食料摂取を通して農村部の栄養改善を図るため、農業省栄養局を実施機関とする「栄養センシティブモデル構築プロジェクト（案）」を我が国に要請した。本調査は、先行してオンラインで実施された「栄養分野にかかる基礎情報収集・確認調査」の結果と、2021年7月から他の調査団員（「総括」、「企画協力」、「栄養改善」）とエチオピア農業省で協議を予定しているプロジェクト計画の内容を基に、先方政府の栄養政策とその動きおよび他ドナーによる類似案件の成果と教訓を分析したうえで、NSAモデルの定義、実施体制のキャパシティーなども確認しつつ、プロジェクト計画を作成し、最終的には、本プロジェクトに関わる合意

文書を締結する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめにかかる支援を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021 年 9 月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。その際、先行して実施された「栄養分野にかかる基礎情報収集・確認調査」報告書、エチオピア農業省付農業政策アドバイザー、JICA エチオピア事務所等から提供されている情報、協議中のプロジェクト計画等を基に整理し、既存資料の整理・分析と、新たに収集すべき情報を選別し、効率的な現地調査を計画すること。
- ② 上記①を基に、エチオピア側関係機関（中央・地方 C/P 機関、関連他省、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票の作成は、他の調査団員と議論の上行うこと。現地調査前に、JICA に提出すること。
- ③ 評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を、先方政府との協議を踏まえて検討する。その他、現地協議用資料等の作成に協力する。
- ④ 調査団打ち合わせや、対処方針会議等に参加し、現地調査計画の議論に参加する。また、本プロジェクトの筆頭 C/P 機関は農業省であるが、他方で保健省・教育省等の他省との連携についても検討する必要がある。そのため、調査実施時は他省に配慮しつつも、常に C/P 機関への配慮も心がける。

（2）現地業務期間（2021 年 9 月中旬～10 月上旬）

- ① JICA エチオピア事務所との打ち合わせ、エチオピア側関係機関、在エチオピア援助機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ② 先方関係機関に対して、プロジェクトの評価手法について説明を行う。
- ③ 他団員と協力し、予め JICA エチオピア事務所を通じ配布した質問票の

回収、また、現地にて収集した情報を取りまとめる。なお、調査項目は、JICA 側と相談のうえ決定する。

- ④ 担当分野にかかる情報・資料を協議事項に基づき質問票及び現地ヒアリングを通じて収集し、現状を把握し、プロジェクト計画に反映する。具体的には以下のとおり。
- ア) 要請背景・要請内容及びその後の政策および実施体制の変化
 - イ) エチオピアの農業分野を中心とする開発計画・政策及びこれらにおける本プロジェクトの位置づけ（主に農業省関連政策を中心に整理、特に Productive Safety Net Program (PSNP) でカバーする対処的な措置と農業省栄養局でカバーする予防的な措置の関係について明確化する）
 - ウ) エチオピアの栄養改善分野を中心とする開発計画・政策及びこれらにおける本プロジェクトの位置づけ（保健省、教育省などの他省の政策も確認する）
 - エ) エチオピアの栄養センシティブ農業 (NSA) 自体の定義の確認と内容把握、および政策（特に、現在策定中の NSA ガイドライン）および本プロジェクトの位置づけ
 - オ) エチオピアの提案する NSA パッケージの具体的な介入オプションをリスト化し、各介入オプションについて、現在の導入状況、政府の支援体制、導入に必要な投入、想定される栄養インパクトを整理する。
 - カ) 政府主導のプログラムおよび他ドナーのプロジェクト等から NSA の現場での実践状況の確認・分析（現存する関連マニュアル・ガイドライン等の整理を含む）
 - キ) 関連分野におけるドナーの関連事業の進捗状況と展望、および、当該プロジェクトとの連携の可能性
 - ク) 本プロジェクトのパイロットサイト候補州である、オロミア州およびアムハラ州における、①対象サイト候補郡 (Woreda) および候補村 (Kebele) の洗い出し（本調査前もしくは調査中に先方政府と定めた選定クライテリアに基づく）、②候補サイトにおける栄養分野の活動の実績および実施体制（各スタッフの能力、予算措置、事業モニタリング体制を含む）、関連施設 (Nutrition Demonstration Corner(NDC)) の形態および使用実績、③候補サイトにおける栄養関連情報の収集（抱える栄養課題とその要因、食事の頻度および内容 (Infant and Young Child Feeding (IYCF)を含む)、保健サービスへのアクセス状況、安全な水へのアクセス・衛生状況 (WASH)、ジェ

ンダーなど)、④候補サイトにおける農業関連情報の収集(農業生態系、農業形態、収量および農業収入、栽培カレンダー、灌漑施設および農業資機材へのアクセス、収穫後処理・農産品加工技術、ジェンダー的分業など)、⑤候補サイトにおける NSA 実践にかかるアクターの整理(州・郡・村自治体、保健センター、学校、民間セクターなど)

ケ) JICA の IFNA(食と栄養のアフリカ・イニシアチブ)班が UNICEF エチオピア事務所と連携して取り組んでいる Nutrition Focused Approach (NFA) との連携可能性について関係者と協議(栄養改善に必要な品目の選定など)

- ⑤ 協議の結果及び収集した情報や資料を基に、他の調査団員と協力して、本プロジェクトの概要(協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程、供与機材や課題別研修などの投入等)、本プロジェクトにおけるエチオピア政府機関の実施運営体制を検討・提案する。
- ⑥ 各面談の議事録を作成する。
- ⑦ エチオピア側関係機関との協議で合意された内容に基づき、M/M 案の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。
- ⑨ 評価 6 項目(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から本プロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、同表(案)の取りまとめに協力する。
- ⑩ 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ⑪ PDM 案、PO 案、R/D(Record of Discussions)案の作成に協力する。
- ⑫ 他の団員とともにエチオピア事務所に本調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間(2021年10月下旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成するとともに全体の取りまとめを行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年10月22日までに提出。

次の①~②を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

② 事業事前評価表（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アジスアベバ⇒日本を標準とします。

（２） コロナ対策に関する経費

PCR 検査関係経費、一時隔離期間（隔離のみしている期間。隔離期間中に文献調査や遠隔でのミーティングを行う期間は除く）に関連する経費等は見積に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 9 月 12 日～10 月 9 日を予定しています。

エチオピア政府の COVID-19 対策として、現地到着後 1 週間の隔離期間を必要とします。この間、遠隔での業務を予定しております。

また、本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。日程は前後する可能性があります。契約締結後のフライト確定前には、必ず担当者に相談をして下さい。

また、新型コロナウイルス感染の拡大を防止措置（PCR 検査、隔離措置）が日々変動しておりますところ、本件についても担当者にご確認ください。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 栄養改善（JICA）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：必要に応じて、英語⇄現地語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：コロナ感染対策で事務所内の執務スペースの提供は行っていません。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ配布ので、同グループアドレス (edga2@jica.go.jp) 宛にてメールをお送りください。
 - ・要請書「エチオピア国栄養センシティブモデル構築プロジェクト」
 - ・「エチオピア国栄養分野にかかる基礎情報収集・確認調査 現地調査報告書／業務完了報告書」（2021年6月/和文）

- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA のウェブサイトで公開されています。
 - ・「食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート」2018年7月(和文) (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12322012.pdf>)
 - ・「栄養プロフィール エチオピア」（2018年3月）(http://njppp.jp/wp/wp-content/uploads/1.-nutrition_profile_ethiopia.pdf)

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要

な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上